

青 畜 第 4 2 2 号
令和6年10月21日

公益社団法人 青森県獣医師会会長理事 殿

青森県農林水産部畜産課長
(公 印 省 略)

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化及び
高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

このことについて、農林水産省消費・安全局長等から別添のとおり通知があったので
お知らせします。

ついては、貴会員等に対して、周知をお願いいたします。

記

1 通知の内容

(1) 高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化（令和6年10月17日付け6消安第4134号）

令和6年10月17日、北海道の肉用鶏飼養農場において高病原性鳥インフルエンザ（H5亜型。以下「本病」という。）の疑似患畜が確認され、シーズンにおける家きん飼養農場での発生として、最も早い初発事例となった。

また、環境省による野鳥の本病ウイルス保有状況調査において、本年9月30日及び10月8日に北海道で回収された検体で本病ウイルスが検出されていることから、既に国内の環境中に広く本病ウイルスが侵入していることを念頭に、関係者が危機感を持って本病の発生予防を図る必要がある。

ついては、「高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の徹底について」（令和6年9月12日付け6消安第3505号農林水産省消費・安全局長通知）等を踏まえ、改めて関係部局、関係機関、市町村、関係団体等と連携の上、①家きん飼養農場における発生予防対策及び異状の早期発見及び早期通報の徹底、②農場周辺の水場・環境における野鳥及び野生動物対策の強化、③発生時における円滑な防疫措置の実施に必要な体制整備について関係者に指導し、本病の発生予防・まん延防止対策に万全を期すようお願いする。

(2) 高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について（令和6年10月17日付け6新食第1734号等）

令和6年10月17日、北海道の家きん飼養農家において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことに伴い、全国団体に対して高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について通知したところである。

については、県域団体等に対して、引き続き、本病に関する正確な知識の普及について、指導をお願いする。

担当：青森県農林水産部畜産課 衛生・安全グループ 齋藤 TEL 017-734-9498 FAX 017-734-8144 Mail suguru_saito@pref.aomori.lg.jp
